

栃木県移住支援事業・地方就職学生支援事業実施要綱

制定 平成 31(2019)年 4月 23日 地振第 16号
改正 令和元(2019)年 12月 20日 地振第 409号
改正 令和 2(2020)年 12月 22日 地振第 412号
改正 令和 4(2022)年 4月 1日 地振第 13号
改正 令和 5(2023)年 4月 1日 地振第 11号
改正 令和 5(2023)年 7月 12日 地振第 232号
改正 令和 6(2024)年 4月 1日 地振第 19号
改正 令和 7(2025)年 4月 1日 地振第 21号

(趣旨)

第 1 栃木県（以下「県」という。）と別紙 1 に掲げる市町（以下「市町」という。）が共同して実施する移住支援事業、マッチング支援事業、地方就職学生支援事業及び起業支援事業のうち移住支援事業及び地方就職学生支援事業に関しては、他の法令等の定めるところによるほか、この要綱により、基本的な枠組みを定める。

(事業の実施)

第 2 とちぎ創生 15 戦略及び市町におけるまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から本県への移住・定住の促進及び県内中小企業等における人手不足の解消に資するため、県と市町は、移住支援事業及び地方就職学生支援事業を実施する。

(各事業の概要)

第 3 移住支援事業及び地方就職学生支援事業の概要は、以下のとおりである。

1 移住支援事業

県が行うマッチング支援事業又は起業支援事業と連携し、東京圏から移住して就業又は起業等をしようとする者が移住支援金の要件を満たす場合に、県と居住地の市町が共同して移住支援金を給付するものである。

2 地方就職学生支援事業

東京圏の大学を卒業して、県の企業に就業する者が地方就職支援金の要件を満たす場合に、県と居住地の市町が共同して地方就職支援金を給付するものである。

(移住支援事業の実施方法)

第 4 移住支援事業は、次のとおり実施する。

(1) 移住支援金の支給

市町は、申請時において以下①の要件を満たす者のうち、②、③、④又は⑤の要件を満たす者の申請に基づき、⑥に定める方法により、2人以上の世帯の場合にあっては 100 万円、単身の場合にあっては 60 万円の移住支援金を支給する。なお、18 歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は 18 歳未満の者一人につき最大 100 万円を加算する。

① 移住等に関する要件

次に掲げる(ア)、(イ)及び(ウ)に該当すること。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の指定区域を含む市町村のうち、政令指定都市を除く市町村及び平成22年から令和2年国勢調査の人口減少率が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
- b 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。
- c ただし、東京圏のうちの条例不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 本事業に係る交付金の交付決定がされた後であって、本要綱の制定日以降に、市町に転入したこと。
- b 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。
- c 転入先の市町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- c 移住先の市町が、本事業に係る交付金の実施計画に定められた範囲内で独自に設定する要件を満たすこと。
- d 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や、過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、県及び市町が認める場合を除く。
- e その他県及び申請者の居住する市町が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

② 就業に関する要件

1) 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

- (イ) 就業先が移住支援金の対象として栃木県マッチング支援事業実施要領に定める企業情報掲載サイトに掲載している求人又は移住支援事業を実施する都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
 - (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等ではないこと。ただし、県及び市町の判断で対象とすることができる。
 - (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において在職していること。
 - (オ) 上記求人への応募日が、企業情報掲載サイト又は移住支援事業を実施する都道府県のマッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
 - (カ) 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- 2) 専門人材の場合
- 次に掲げる事項の全てに該当すること。
- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
 - (イ) 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業していること。
 - (ウ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において在職していること。
 - (エ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - (オ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - (カ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- ③ テレワークに関する要件
- 次に掲げる事項の全てに該当すること。
- (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
 - (イ) 移住先でテレワークにより勤務する（原則として、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。
 - (ウ) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
- ④ 栃木県移住支援事業における関係人口に関する要件
- 移住先の市町が当該移住希望者を地域の担い手の確保に資する関係人口と認め、かつ、次に掲げる事項の全てに該当すること。
- (ア) 市町において県と調整のうえ、本事業における関係人口の対象範囲が明確化されていること。
 - (イ) 地域の基幹産業である農林水産業に加え、地域に必要な業種、家業等への就業要件が設定されていること。ただし、上記の就業に加えて、地域資源の活用や維持管理等の地域の取組への参加も認める場合には、県と協議のうえ、設定すること。
- ⑤ 起業に関する要件
- 地域課題解決型創業支援補助金交付要領に定める補助金の交付決定を受けていること。
- ⑥ 申請・支給方法

(7) 事前相談

移住支援金の申請を予定する者は、あらかじめ、移住を予定する市町に事前相談を行うものとする。

(イ) 申請

移住支援金の申請者は、移住先の市町が別に定める要領等に基づき、必要な書類を移住先の市町に提出する。

(ウ) 支給方法

市町は、(イ)の申請が上記①の要件を満たし、かつ②、③、④又は⑤の要件に該当すると認めるときは、交付決定を行い、移住支援金を支給するものとする。

(2) 移住支援金の返還

市町は、移住支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして県及び対象となる移住支援金受給者が居住する市町が認めた場合はこの限りではない。

① 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した市町から転出した場合

(ウ) (1)②就業に関する要件により移住支援金の支給を受けた者が、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

(エ) (1)⑤に係る交付決定を取り消された場合

(オ) 移住先の市町が、本事業に係る交付金の実施計画に定められた範囲内で独自に設定する要件に該当した場合

② 半額の返還

(ア) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した市町から転出した場合

(イ) 移住先の市町が、本事業に係る交付金の実施計画に定められた範囲内で独自に設定する要件に該当した場合

(3) 移住支援金の支給・返還に係る情報共有

市町は、移住支援金の申請情報、移住支援金支給者の就業先情報及び移住支援金返還対象者に関する情報について、速やかに県と共有するものとする。また、県は、起業支援事業に係る交付決定に関する情報について、速やかに市町に共有することとする。

2 移住支援事業における県と市町の役割は次のとおりとする。

(1) 県は、事業の制度設計・全体管理並びに本事業に係る交付金に係る申請、実績報告、受領及び返納等の国との窓口・調整業務等を担う。

(2) 市町は、移住者からの移住支援金の申請受付・要件確認、移住支援金の支給、定着の確認、債権管理、当該市町が行う移住者支援施策の調整等を担う。

3 移住支援事業の地方負担については、県が2分の1、市町が2分の1を負担することとし、県は、当該2分の1に相当する額に、移住支援事業に充てるために国から本事業に係る交付金として交付を受けた額を加えた額を、予算の範囲内において、別に定めるところにより市町に交付することとする。

(地方就職学生支援事業の実施方法)

第5 地方就職学生支援事業は、次のとおり実施する。

(1) 地方就職支援金の支給

市町は、申請時において以下①及び②の要件を満たす者の申請に基づき、③に定める方法により、就職活動に係る経費（以下「交通費」という。）にあつては5,390円を上限として、移住に係る経費（以下「移転費」という。）にあつては66,000円を上限として地方就職支援金を支給する。ただし、移転費にあつては、移住に要する最低限の実費であることを地方就職支援金の申請者が領収書等により証明し、かつ申請先の市町が認めた場合は、移転に要した実費の金額を前記の上限にかかわらず支給することができる。

① 移住等に関する要件

次に掲げる(ア)、(イ)及び(ウ)に該当すること。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 大学又は大学院（以下「大学等」という。）の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、交通費については、在学中（卒業見込み）の場合も対象とする。
- b 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して在住していること。

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 県内の市町に移住したこと。ただし、交通費については、県内の市町に就職することが内定している場合も対象とする。
- b 本事業に係る交付金の交付決定がされた後であつて、本要綱の制定日以降に、市町に申請したこと。
- c 地方就職支援金の申請時において、大学等の卒業・修了日から1年以内かつ、就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。
- d 移住先の市町に、地方就職支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、大学等の卒業・修了日から1年以内に地方就職支援金の申請先市町に転入する意思を有し、かつ転入又は②に掲げる条件を満たす企業への就業開始日のいずれか遅い日から5年以上継続して居住する意思を有すること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であつて、出入国管理に関する特例法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- c その他県及び申請者が移住する意思を有する市町が地方就職支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

② 就業に関する要件

次に掲げる(ア)及び(イ)に該当すること。

(ア) 就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a ①(ア)の要件を満たす大学等を卒業・修了してから1年以内に就職していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は1年以内に就職する見込みであること。
- b 勤務地が県内に所在すること。
- c 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に定める風俗業者でないこと。
- d 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。
- e 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）への就職の場合は、県及び市町が別に定める機関や職種への就職であること。
- f 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。ただし、県及び市町の判断で対象とすることができる。

(イ) 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。ただし、在学中に就職活動にかかる経費を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- b 当該地域への勤務地限定型社員としての採用であること。ただし、在学中に就職活動等に係る経費を申請する場合は、当該地域への勤務地限定型社員として採用予定であること。

③ 申請・支給方法

(ア) 申請

地方就職支援金の申請者は、移住先の市町が別に定める要領等に基づき、必要な書類を移住先の市町に提出する。

(イ) 支給方法

市町は、(ア)の申請が上記①及び②の要件に該当すると認めるときは、交付決定を行い、地方就職支援金を支給するものとする。

(2) 地方就職支援金の返還

市町は、地方就職支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、地方就職支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして県及び対象となる地方就職支援金受給者が居住する市町が認めた場合はこの限りではない。

① 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

- (イ) (在学中に交通費を申請する場合) 申請日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合
- (ウ) (在学中に交通費を申請する場合) 申請日から1年以内に申請先市町に転入しなかった場合
- (エ) 就業開始日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合
(ただし、退職日から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く。)
- (オ) 申請先市町への転入日から3年未滿で申請先市町から転出した場合

(ただし、住民票を移さず転出していた者については、(1)②の要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年未満で、申請先市町から転出した場合)

(カ) 移住先の市町が、本事業に係る交付金の実施計画に定められた範囲内で独自に設定する要件に該当した場合

② 半額の返還

(ア) 申請先市町への転入日から3年以上5年以内に申請先市町から転出した場合

(ただし、住民票を移さず転出していた者については、(1)②の要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に、申請先市町から転出した場合)

(イ) 移住先の市町が、本事業に係る交付金の実施計画に定められた範囲内で独自に設定する要件に該当した場合

(3) 地方就職支援金の支給・返還に係る情報共有

市町は、地方就職支援金の申請情報、地方就職支援金支給者の就業先情報及び地方就職支援金返還対象者に関する情報について、速やかに県と共有するものとする。

2 地方学生就職支援事業における県と市町の役割は次のとおりとする。

(1) 県は、事業の制度設計・全体管理並びに本事業に係る交付金に係る申請、実績報告、受領及び返納等の国との窓口・調整業務等を担う。

(2) 市町は、地方就職支援金の申請受付・要件確認、地方就職支援金の支給、定着の確認、債権管理を担う。

3 地方就職学生支援事業の地方負担については、県が2分の1、市町が2分の1を負担することとし、県は、当該2分の1に相当する額に、地方学生就職支援事業に充てるために国から本事業に係る交付金として交付を受けた額を加えた額を、予算の範囲内において、別に定めるところにより市町に交付することとする。

(協力)

第6 県と市町は、移住支援事業及び地方就職学生支援事業を円滑に実施するため、相互に協力するものとする。

(雑則)

第7 この要綱に定めるもののほか、移住支援事業及び地方就職学生支援事業の実施に必要な事項は、県と市町が協議して定める。

附 則

1 この要綱は、平成31(2019)年4月23日から実施する。

附 則

1 この要綱は、令和元(2019)年12月20日から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和2(2020)年12月22日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4(2022)年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5(2023)年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5(2023)年7月12日から施行し、改正後の栃木県移住支援事業実施要綱の規定は、同年6月23日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6(2024)年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7(2025)年4月1日から適用する。

別紙 1

宇都宮市

足利市

栃木市

佐野市

鹿沼市

日光市

小山市

真岡市

大田原市

矢板市

那須塩原市

さくら市

那須烏山市

下野市

上三川町

益子町

茂木町

市貝町

芳賀町

壬生町

野木町

塩谷町

高根沢町

那須町

那珂川町